

●香川県告示第315号

平成20年香川県告示第314号（海岸保全区域の一部廃止）による海岸保全区域の一部廃止に伴い、昭和45年香川県告示第1268号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年7月8日から施行する。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
海岸保全区域 (角度の表示は、磁角とする。)				海岸保全区域 (角度の表示は、磁角とする。)			
沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域	沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波	高松港	小坂生島	略 1 指定場所 高松市生島町268番地の5から <u>高松市神在川窪町619番地の8まで</u> 2 指定区域 基点9から <u>基点19-2</u> までを順次に結んだ線及び基点9から補助点 [〃] 9を経て生島塩田護岸法尻線に沿い補助点 [〃] 12、 [〃] 16、 [〃] 17、 [〃] 18、 [〃] 19、 [〃] 19-2、基点19-2を結んだ線に囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示 基点9 略 略 <u>〃 19-2 高松市神在川窪町619番地の8の19-2号表示杭</u>	讃岐阿波	高松港	小坂生島	略 1 指定場所 高松市生島町268番地の5から <u>高松市神在川窪町619番地の3の地先まで</u> 2 指定区域 基点9から <u>基点23</u> までを順次に結んだ線及び基点9から補助点 [〃] 9を経て生島塩田護岸法尻線に沿い補助点 [〃] 12、 [〃] 16、 [〃] 17、 [〃] 18、 [〃] 19、 [〃] 20、 [〃] 21、 [〃] 22、 [〃] 23、基点23を結んだ線に囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示 基点9 略 略 <u>〃 20 高松市神在川窪町619番地の2の20号表示杭</u> <u>〃 21 高松市神在川窪町619番地の1地先の21号表示杭</u> <u>〃 22 高松市神在川窪町619番地の1の22号表示杭</u> <u>〃 23 高松市神在川窪町619番地の3の23号表示杭</u>

補助点 9 基点9から337度22メートル
の点

略

// 19-2 // 19-2から316度50
メートルの点

神在 略

略

補助点 9 基点9から337度22メートル
の点

略

// 20 // 20から294度58メートル
の点

// 21 // 21から286度51メートル
の点

// 22 // 22から313度42メートル
の点

// 23 // 23から299度40メートル
の点

神在 略

略